平成２４年（フ）第５７５号
札幌市中央区北４条西14丁目１－６　ライオンズガーデン植物園710、住民票上の住所札幌市中央区南９条西７丁目２番30―404号
債務者　平野　広美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１号
群馬県高崎市箕郷町東明屋436番地１　戸塚アパート２号
債務者　清水　吉雄
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３７１号
埼玉県東松山市大字岡1871番地、住民票上の住所新潟県村上市檜原766番地
債務者　太田　千秋
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９２号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目15番地１　市営上柴団地47―１―203
債務者　福島　利男
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９３号
埼玉県本庄市けや木１丁目24番12号　けや木ハイツＡ102号室
債務者　城山天恵こと　陳　　思樺
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３９号
神奈川県座間市栗原中央４丁目15番10号　ニューライフ座間栗原寮
債務者　町田　有弘
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６３号
新潟市西蒲区浦村１番地の１
債務者　椎谷真由美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
京都府舞鶴市字森1079番地の１市営住宅19号
債務者　嵯峨　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第９３６号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―1009号
債務者　中網　　昇
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４２号
大阪府松原市阿保２丁目66番地の18
債務者　濱門　智美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３３１号
大阪府高石市千代田３丁目８番27号、前住所大阪府高石市西取石７丁目５番５―202号
債務者　イズミ電機サービスこと　山口　聿夫
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７０６号
大阪府藤井寺市林５丁目２番47号、元事業所所在地大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目15番21号
債務者　箱の匠河内屋製箱店こと　高見　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２３号
堺市堺区八千代通１番19号
債務者　山中羊一郎
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
堺市東区日置荘西町６丁35―75、住民票上の住所堺市中区深井沢町3344番地　レジデンス川原202号
債務者　福岡佐代子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
堺市中区深井中町340番地　府営３棟112号
債務者　畑　　季子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番19―307号
債務者　中川由美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
堺市東区西野183番地11
債務者　田川　智子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係